

証券コード4641
平成25年3月8日

株 主 各 位

神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
株 式 会 社 ア ル プ ス 技 研
代表取締役会長兼社長 牛 嶋 素 一

第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年3月23日（土曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。
敬 具

記

1. 日 時 平成25年3月25日（月曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県相模原市緑区西橋本五丁目4番12号
当社事務管理・総合研修センター 会議室
3. 会議の目的事項
報告事項 (1) 第32期（平成24年1月1日から平成24年12月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第32期（平成24年1月1日から平成24年12月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.alpsgiken.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成24年1月1日から  
平成24年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、欧州における金融不安の長期化や新興国経済の減速等の影響により、先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの主要顧客である大手製造業各社においては、環境に対応した自動車やスマートフォン等の成長分野に牽引され、総じて堅調に推移いたしました。

このような環境の下、当社グループの中核である常用雇用型技術者派遣事業では、稼働率の向上並びに契約単価の改善を柱とした営業施策を実施するとともに、高度技術領域に対応した教育研修を実施してまいりました。また、採用部門を強化することで、優秀な技術者の確保に注力いたしました。

その結果、稼働工数及び契約単価の上昇に伴い、売上高は174億60百万円（前年同期比3.2%増）となりました。また、営業利益につきましては、前年同期に比して増益となり、11億62百万円（同51.3%増）となりました。経常利益は12億23百万円（同37.3%増）となり、当期純利益は法人税等の増加により、6億3百万円（同12.7%減）となりました。

なお、平成24年8月に、当社グループの強化を図るため、技術者に特化した職業紹介事業を行う子会社を新規設立し、12月より事業を開始いたしました。また、子会社である㈱アルプスの社においては、さらなる経営の効率化並びに安定化を図るべく、相模原市の介護事業会社の事業を会社分割により承継いたしました。

セグメント別の状況は以下のとおりであります。

ア. アウトソーシングサービス事業

アウトソーシングサービス事業の中核であります常用雇用型技術者派遣事業におきましては、契約単価の改善を柱とした営業施策に注力した結果、期中平均の契約単価は前年同期比で5.6%増となりました。また、稼働率は引き続き高水準で推移いたしました。

以上により、当連結会計年度における売上高は163億47百万円（同1.7%増）、営業利益は12億2百万円（同57.7%増）となりました。

イ. 介護事業

介護事業におきましては、入居者並びにご家族の方々に選ばれる付加価値の高いサービスの提供及び営業強化に努めました。さらに、平成24年10月には介護事業会社の事業を会社分割により承継し、事業の拡大を図りました。

以上により、当連結会計年度における売上高は4億8百万円（同17.5%増）、介護事業承継に伴う費用の発生により営業損失は26百万円となりました。

ウ. 職業紹介事業

職業紹介事業におきましては、平成24年8月に技術者に特化した職業紹介事業を行う子会社を設立、12月に許認可を取得し事業を開始いたしました。

従いまして、当連結会計年度における売上高はなく、営業損失は23百万円となりました。

エ. グローバル事業

グローバル事業におきましては、工程事業で培ったノウハウを生かし、環境エネルギー分野やメンテナンス事業の拡大に注力しましたが、中国経済の減速等により、中小型案件を中心とした受注にとどまりました。なお、大型案件が検収になったことにより、売上高は増収、営業利益は黒字に転じました。

以上により、当連結会計年度における売上高は7億4百万円（同41.8%増）、営業利益は8百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において当社グループが実施した設備投資額は97百万円であり、その主な内容は、介護施設のリニューアル及び当社の本社増床に係る設備投資等によるものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株式発行及び社債発行等の資金調達は行っておりません。

④ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社の子会社である(株)アルプスの社は、平成24年10月1日を効力発生日として、(株)マザーライクが運営する介護事業のうち神奈川県相模原市の介護付有料老人ホーム等に係る権利・義務を承継いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                | 第 29 期<br>(平成21年12月期) | 第 30 期<br>(平成22年12月期) | 第 31 期<br>(平成23年12月期) | 第 32 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成24年12月期) |
|--------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)        | 15,568                | 16,318                | 16,910                | 17,460                             |
| 経 常 利 益 (百万円)      | 863                   | 1,212                 | 891                   | 1,223                              |
| 当 期 純 利 益 (百万円)    | 218                   | 599                   | 691                   | 603                                |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 | 19円68銭                | 53円96銭                | 62円24銭                | 55円26銭                             |
| 総 資 産 (百万円)        | 9,998                 | 11,262                | 11,220                | 12,146                             |
| 純 資 産 (百万円)        | 7,672                 | 8,045                 | 8,388                 | 8,613                              |
| 1 株 当 たり 純 資 産 額   | 689円80銭               | 723円34銭               | 754円16銭               | 788円47銭                            |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。  
 2. 第32期(当連結会計年度)の概況については、前記「1. 企業集団の現況 (1) 当事業年度の事業の状況 ①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 子会社の状況

| 会社名                               | 資本金          | 議決権比率      | 所在地          | 主要な事業内容                                             |
|-----------------------------------|--------------|------------|--------------|-----------------------------------------------------|
| ㈱アルプスビジネスサービス                     | 100<br>百万円   | 100.0<br>% | 神奈川県<br>相模原市 | 一般労働者派遣事業、社員教育事業、損害保険の代理業、人材紹介業                     |
| ㈱アルプスの杜                           | 100<br>百万円   | 100.0      | 神奈川県<br>相模原市 | 介護付有料老人ホーム及びグループホームの運営・管理<br>居宅介護支援事業及び訪問介護事業の運営・管理 |
| ㈱アルプスカリアデザインング                    | 200<br>百万円   | 100.0      | 東京都<br>千代田区  | 技術者等の職業紹介事業、インターネットを利用した求人・求職情報の企画・提供及びそのシステムの運営    |
| ALTECH SHINE CO., LTD.            | 40<br>百万台湾ドル | 95.0       | 台湾<br>台北市    | 各種プラント設備、機械・設備機器等の据付及びメンテナンス並びに人材サービス               |
| ALTECH SHANGHAI CO., LTD. (CHINA) | 105<br>百万円   | 100.0      | 中国<br>上海市    | 各種プラント設備、機械・設備機器等の据付及びメンテナンス並びに人材サービス               |

(注) 当社は、平成24年8月31日付で㈱アルプスカリアデザインングを設立いたしました。

### (4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主要な経営課題は、以下のとおりであります。

#### ① 営業力の強化

当社グループの主要顧客である自動車、電機、精密機械メーカーなど大手製造業各社においては、国際競争力強化の必要性から、今後も引き続き、設計開発部門における低コスト化の流れは継続するものと思われま。その影響により、複数名の技術者をまとめて派遣する「チーム派遣」や、開発工程の一定部分を外注化する「プロジェクト受注」への要請は一層の高まりをみせております。このような環境変化に対応すべく、営業部門の強化、拠点体制の見直し、さらには、営業と技術者との連携強化を図ることで、チーム派遣やプロジェクト受注等を積極的に開拓してまいります。

さらに、環境・エネルギー関連をはじめとする新規成長分野における需要が拡大していることから、マーケティング機能を強化し、当該分野の案件獲得を図ってまいります。

また、顧客ニーズへの迅速な対応と付加価値の高いサービス提供を行うことで、高水準の契約単価を実現させることにも注力してまいります。

## ② 技術力の強化

当社グループでは、技術者が高い志をもって、自らの技術力を向上させることが企業価値の源泉であるとの思いの下、創業以来、技術者教育には特に力を入れてまいりました。この考えは今後も変わることなく、引き続き高度な技術力と、顧客から信頼される人間力を兼ね備えた社員の育成に努めてまいります。

なかでも、環境・エネルギー関連を中心とした成長分野に対応できる高度技術者を養成すべく、高度専門技術研修を強化してまいります。

さらに、「チーム派遣」や、「プロジェクト受注」に対応するためには、高度な技術力を有するに留まらず、工程管理やマネジメントにも長けた、いわゆる「プロジェクトマネージャー」の育成が急務であることから、プロジェクトマネージャー養成の専門部署を設置し、市場価値の高い高度技術者を養成してまいります。

また、座学の研修に留まらず、ものづくりの現場に携わることも、技術者、とりわけ若手の社員にとっては実践的な技術力を身につけるために必要な経験であるとの認識から、引き続きOJTの場を多く設けてまいります。

## ③ 採用の強化

当社グループの主要事業である技術者派遣事業においては、顧客からの即戦力かつ高度技術を有する人材の要請が高まっていることから、中途入社社員数の増大や、優秀な新卒社員の獲得に向けた積極的な採用活動の展開を図ってまいります。また、採用部門を大幅に強化し、全国での採用活動を活発化させるとともに、多様な採用チャネルを構築してまいります。

## ④ 国際化への対応、グループ戦略

中国をはじめとするアジア圏における高度経済成長を睨み、上海と台湾に現地法人を構え、製造業各社に対するエンジニアリング事業(生産ライン等の据付工事請負業務)を台湾のみならず中国全土に展開しております。

さらに、現地における人材確保等、当社グループの有する強みを活かし、国内グループ各社と海外現地法人とが緊密な連携を図ることで、製造業各社の中国戦略にも積極的に対応してまいります。

また、介護事業においては、質の高いサービスを提供することにより、高齢化社会における需要の高まりを的確に捉え、さらなる成長・拡大を図っていくとともに、経営の効率化に努めてまいります。

平成24年より本格参入した職業紹介事業においては、グループ各社の連携の下、早期の事業基盤の確立に注力してまいります。

⑤ コンプライアンス及びCSR（企業の社会的責任）への取組み

当社グループでは従来より「企業倫理憲章」をはじめとした社内ルールを制定するとともに、法令・社会倫理規範遵守のための社内体制を整備し、コンプライアンス教育を徹底してまいりました。コンプライアンスは経営の最重要課題と認識し、今後も引き続き取組んでまいります。

また、当社は企業市民として環境ISO14001に基づく環境経営の推進や、財団、NPO法人を通じて起業家育成・教育・コミュニティー活動等の社会貢献活動を支援してまいります。

⑥ 労働者派遣法の改正について

平成24年10月、改正労働者派遣法が施行されました。改正内容は、「常雇用型技術者派遣」に対して何ら規制強化となるものではございません。他方、当社グループの主要顧客である大手製造業各社における外部人材活用の必要性はなお一層の高まりをみせていることから、当社グループは、法改正をビジネスチャンスと捉え、引き続き顧客とのパートナーシップを強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (平成24年12月31日現在)

| 区 分            | 事 業 内 容                                                                |
|----------------|------------------------------------------------------------------------|
| アウトソーシングサービス事業 | 機械・電気・情報処理設計等の設計技術者の派遣並びに技術プロジェクトの受託<br>CADオペレーション、オフィスサポート等の人材派遣並びに受託 |
| 介護事業           | 介護付有料老人ホーム及びグループホーム事業の運営・管理、<br>居宅介護支援事業及び訪問介護事業の運営・管理                 |
| 職業紹介事業         | 技術者等の職業紹介事業、インターネットを利用した求人・求職情報の企画・提供                                  |
| グローバル事業        | プラント設備、機械・設備機器等の据付及びメンテナンス並びに人材サービス                                    |

(6) 主要な事業所及び工場 (平成24年12月31日現在)

① 当社の主な事業所

|          |                                                                             |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 本 社      | 横浜市西区                                                                       |
| 事務管理センター | 相模原市緑区                                                                      |
| 事業部      | 北日本事業部 (仙台市太白区)<br>関東事業部 (東京都千代田区)<br>西日本事業部 (大阪市中央区)<br>ものづくりセンター (相模原市緑区) |
| 工場       | 蓼科テクノパーク (長野県茅野市)<br>宇都宮テクノパーク (栃木県矢板市)                                     |
| 研修センター   | 総合研修センター (相模原市緑区)<br>蓼科研修センター (長野県茅野市)                                      |

(注) 平成24年3月23日付で、6事業部制を再編し3事業部としました。

② 重要な子会社の主な事業所

前記「(3)重要な親会社及び子会社の状況 ②子会社の状況」に記載のとおりであります。

(7) 使用人の状況（平成24年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分           | 使用人数        |
|----------------|-------------|
| アウトソーシングサービス事業 | 2,439 [147] |
| 介護事業           | 48 [41]     |
| 職業紹介事業         | 4 [0]       |
| グローバル事業        | 74 [2]      |
| 合計             | 2,565 [190] |

(注) 使用人数は、就業人員であり、臨時雇用者数は [ ] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

なお、在外連結子会社等の使用人数につきましては、当該会社の決算日現在の人数を記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数   | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|-------|--------|
| 2,283名 | △31名      | 34.3歳 | 8.5年   |

(注) この他に、登録社員（雇用契約中の者）が27名、嘱託20名、パート・アルバイトが25名おります。

(8) 主要な借入先の状況（平成24年12月31日現在）

| 借入先           | 借入額     |
|---------------|---------|
|               | 千円      |
| 株式会社横浜銀行      | 200,000 |
| 株式会社東邦銀行      | 140,000 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 110,000 |
| 株式会社八十二銀行     | 100,000 |
| 株式会社三井住友銀行    | 50,000  |
| 株式会社みずほ銀行     | 50,000  |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（平成24年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 39,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,248,489株
- (3) 株主数 6,080名
- (4) 大株主の状況(上位10名)

| 株主名                       | 持株数       | 持株比率 |
|---------------------------|-----------|------|
|                           | 株         | %    |
| 有限会社松井経営研究所               | 1,088,521 | 9.97 |
| 松井利夫                      | 919,513   | 8.42 |
| アルプス技研従業員持株会              | 493,278   | 4.52 |
| 公益財団法人起業家支援財団             | 340,000   | 3.11 |
| 株式会社東邦銀行                  | 334,968   | 3.07 |
| 株式会社横浜銀行                  | 329,958   | 3.02 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 211,900   | 1.94 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)   | 195,600   | 1.79 |
| 株式会社八十二銀行                 | 173,823   | 1.59 |
| 日本生命保険相互会社                | 154,362   | 1.41 |

- (注) 1. 当社は、自己株式を337,983株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。また、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状 況

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成24年12月31日現在）

| 会社における地位   | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況    |
|------------|---------|-----------------|
| 代表取締役会長兼社長 | 牛 嶋 素 一 |                 |
| 代表取締役副社長   | 江 越 博 昭 |                 |
| 常 務 取 締 役  | 石 井 忠 雄 | 経営企画部長          |
| 取 締 役      | 須 貝 昌 志 | 西日本事業部長         |
| 取 締 役      | 野 田 浩   | 関東事業部長          |
| 取 締 役      | 森 川 徹 治 | (株)ディーバ代表取締役社長  |
| 常 勤 監 査 役  | 岡 部 博   |                 |
| 監 査 役      | 宮 澤 徹   | エフビー介護サービス(株)参与 |
| 監 査 役      | 松 田 壯 吾 | 松田・豊島法律事務所弁護士   |

- (注) 1. 取締役森川徹治氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役宮澤 徹氏及び松田壯吾氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 当社は、監査役松田壯吾氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 取締役及び監査役の報酬等

| 区 分                | 支 給 人 員       | 支 給 額             |
|--------------------|---------------|-------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 名<br>9<br>(1) | 百万円<br>106<br>(1) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(2)      | 16<br>(6)         |
| 合 計                | 12            | 123               |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年3月24日開催の第25回定時株主総会において、年額2億円以内と決議いただいております。  
 取締役の報酬について、平成19年3月23日開催の第26回定時株主総会の決議をいただいて、業績連動報酬制度を導入いたしました。概要は以下のとおりであります。  
 (1) 固定報酬 年額1億50百万円以内  
 (2) 業績連動報酬 年額50百万円以内  
 (3) 業績連動報酬の概要  
 取締役の業績連動報酬は、計画値に基づく標準業績をベースに連結の自己資本利益率及び売上高営業利益率を業績評価指標として業績連動の総額を算出し、業績連動の総額を取締役役務責任ポイントの割合に応じて業績連動報酬を支給いたします。  
 2. 監査役の報酬限度額は、平成18年3月24日開催の第25回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。  
 3. 取締役の支給人員には、平成24年3月23日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了による退任3名を含んでおります。又、取締役の報酬の支給額のうち、17百万円は業績連動報酬であります。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 会社における地位 | 氏名    | 重要な兼職状況       | 当社との関係         |
|----------|-------|---------------|----------------|
| 社外取締役    | 森川 徹治 | ㈱ディーバ代表取締役社長  | 特別の利害関係はありません。 |
| 社外監査役    | 宮澤 徹  | エフビー介護サービス㈱参与 | 特別の利害関係はありません。 |
| 社外監査役    | 松田 壯吾 | 松田・豊島法律事務所弁護士 | 特別の利害関係はありません。 |

#### ② 当事業年度における主な活動状況

| 氏名               | 出席状況                   | 主な活動状況                                                                                                                                                             |
|------------------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 森川 徹治<br>(社外取締役) | 取締役会87.5%              | 当事業年度に開催された取締役会16回(うち定例14回)のうち14回出席いたしました。企業経営者としての豊かな経験と高い見識を有しており、取締役会の意思決定にあたり、妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言を行っております。                                                 |
| 宮澤 徹<br>(社外監査役)  | 取締役会93.8%<br>監査役会93.3% | 当事業年度に開催された取締役会16回(うち定例14回)のうち15回出席し、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査役会については15回のうち14回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                                      |
| 松田 壯吾<br>(社外監査役) | 取締役会87.5%<br>監査役会93.3% | 当事業年度に開催された取締役会16回(うち定例14回)のうち14回出席し、法律の専門家としての豊富な経験と優れた知見を有し、独立役員として、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言、提言を行っております。また、監査役会については15回のうち14回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |

#### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額を限度としております。

## 5. 会計監査人の状況

- (1) 名称 有限責任監査法人トーマツ
- (2) 報酬等の額

|                                     | 支 払 額  |
|-------------------------------------|--------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 28 百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 28     |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意を得てまたは監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的といたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、コンプライアンスの実効性を確保するために制定した「アルプス技研 企業倫理憲章」を規範として、役員及び社員は社会的・倫理的責任を自覚し、法令・定款及び具体的な指針である行動規範大綱を遵守いたします。

なお、取締役会は、内部統制の実施状況を監督するとともに、「業務の適正を確保する体制」を整備するために、内部統制委員会を設置し、内部統制基本方針について不断の見直しによって改善・充実を図り、効率的で適法な業務執行体制を以下のとおり構築いたします。

また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムの信頼性の確保について適切な取組みをいたします。

### (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、法令及び文書取扱規程等に基づき、各々の担当職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録したうえ、適切に保存し、取締役及び監査役は必要に応じて閲覧できるものといたします。

### (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、リスク管理規程を定め、リスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会は、グループの業績・財務状況に影響を及ぼすリスクの適切な管理を行い、定期的に取り締役に報告いたします。

② リスクを主管する部署の責任者は、業績・財務状況に影響を及ぼすおそれのあるリスクが認められた場合は、速やかにリスク管理委員会委員長に報告するとともに、分析・評価・ヘッジ等の対策を行います。

③ 当社の経営危機管理規程に定める、グループ経営に重大な影響を及ぼす事態が発生したとき、または発生のおそれが予想される場合には、社長を本部長とした対策本部を設置いたします。

### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、定例の取締役会を毎月1回及び臨時取締役会を必要に応じて開催し、重要事項の決定ならびに取り締役の業務執行状況の監督等を行います。

② 取締役会の機能を強化し経営効率化を図るため、常務会を原則として、月2回開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を行います。

③ 当社の企業理念、経営計画、事業運営状況等の開示を通して透明性・公平性・適時性を図り、ステークホルダーの当社グループに対する理解を促進し、適正な評価に資するためにディスクロージャー委員会を適正に運営いたします。

- (4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① コンプライアンスの審議機関として、複数の社外有識者を含めた委員で構成するコンプライアンス委員会を適正に運営いたします。コンプライアンス（企業倫理）規程の実践的運用と徹底を図るため、各部門からコンプライアンスリーダー及びコンプライアンス推進員を選任して啓蒙活動を実施します。
  - ② グループの取締役は、職務が法令及び定款に適合することを遵守することを誓約するため、就任時に誓約書を当社の社長あて、提出いたします。
  - ③ 業務部門から独立した監査室が、定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに代表取締役及び監査役に適宜報告します。
  - ④ 法令及び倫理上疑義がある行為等について、社員が直接情報提供を行う手段として、社内窓口及び外部専門機関の「ヘルプネット・社外窓口」を設置しております。なお、通報者の希望により匿名性を保証するとともに通報者に不利益がないことを確保いたします。
  - ⑤ 社会秩序や健全な企業活動を阻害する反社会的勢力及びその団体、個人には毅然たる態度で臨み、一切関係を持ちません。また、反社会的勢力からの不当要求には一切応じないものとします。
  - ⑥ 財務報告の信頼性を確保するために、内部統制委員会の監督のもと全社的な内部統制及び業務プロセスに係る内部統制についての文書化、評価及び改善を実施いたします。
- (5) 当該株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① グループ会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行います。
  - ② グループ会社は内部統制を担当する部署を定め、当社と連携して内部統制システムの構築及び実効性を図り、当社はグループ会社の経営の企業活動におけるリスク管理体制を確立いたします。
  - ③ 監査役、会計監査人及び監査室は連携し、企業集団の連結経営の有効性、効率性等を確保するための監査体制を構築しております。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として、必要に応じ監査役の業務補助のため監査役付または監査役スタッフを置くことができますものとします。なお、設置する場合は当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定について監査役会の事前の同意を得るものとします。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行います。

② 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告いたします。

- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、代表取締役と定例的に会合を持ち、監査上の重要課題等について、意見交換を行います。

② 監査役は、取締役会及び重要な会議等に出席いたします。また、稟議書等に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めるものとします。

③ 監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について報告を受けるとともに、定期的な情報交換などの連携を図ります。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、次のとおりであります。

当社は、平成22年2月10日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)の継続を決定し、平成22年3月25日開催の当社第29回定時株主総会において、当社の企業価値の向上、株主共同の利益確保・向上のための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)を継続することについて、株主の皆様のご承認をいただきました。

### (1) 基本方針の内容

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、技術者派遣企業として、成長を継続し企業価値ひいては株主共同の利益を安定的に確保し、向上させていくことが必要であると考えております。当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

当社の株主の在り方について、当社は、公開会社として株主の皆様が所有する当社株式は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。従って、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、当社株式の大量取得行為や買付提案の中には、買付の目的や買付後の経営方針等に鑑み企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、買付に対する代替案を提示するために合理的に必要とする期間を与えることなく行われるもの、当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、債権者などの利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらすもの等が想定されます。

このような大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考え、当社は買収防衛策を導入し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するものであります。

## (2) 基本方針の実現に資する取組み

### ① 企業価値向上のための取組み

当社は、投資家の皆様から長期的に当社に投資を継続していただくために、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる取組みとして、次の施策を実施しています。これらの取組みは、基本方針の実現に資すると考えております。

#### 「5カ年計画による企業価値向上への取組み」

当社は、昭和43年創業以来、社会や企業の発展も技術開発も、人と人の心のつながりが基本であるとの意味をこめた、「Heart to Heart」の経営理念に基づいて、製品の開発・設計分野において優れた技術力の提供とソリューションの提案によって高い付加価値を生み出し、製造業のイコールパートナーを目指し日本の製造業の発展を支える技術者派遣企業として成長してまいりました。

ア. 第9次5カ年計画の要旨は、次のとおりであります。

第8次5カ年計画の企業価値（事業価値・社会価値・人間価値）の向上を継承しつつ、顧客との強固かつ広範なパートナーシップの構築により事業規模の拡大を図るとともに、ライフキャリアプランに基づいた技術者の支援及び教育研修を充実させることによって高度技術者の育成に努めてまいります。また、社会・経済環境の変化にフレキシブルかつスピーディーに対応できる組織経営力の強化を進め、これらの実現によって経営品質の向上を図り、グループの総合力を発揮しエンジニアリングアウトソーシング業界におけるリーディングカンパニーとなることを目指してまいります。

#### ・ 顧客との強固かつ広範なパートナーシップの構築

顧客の多様化するニーズに対応するため、高度な技術と信頼・安心を提供し、顧客との強固かつ広範なパートナーシップを構築してまいります。また、ソリューション提案力の強化を図るとともに、優秀な人材を確保し顧客の開発戦略を支え、顧客の事業拡大・事業再編やグローバル展開を支援するため、技術支援サービスや人材ビジネスを積極的に推進してまいります。

- ・ ライフキャリアプランによる高度技術者の育成

技術者が、自らの技術力を向上させ、自律的キャリアデザインを描けるよう、技術力や経験を踏まえた教育・人事・ローテーションが一体となったライフキャリアサポートを実施してまいります。特に、技術者教育に関しては、自社教育システムと併せ専門教育機関との連携による教育研修体制を充実させ、また、請負・受託・モノづくり部門の技術的蓄積を活用した専門技術者集団の育成を図り、更には、新たなキャリアプランの形成及び新規事業創出に向けた社内ベンチャー制度の構築を図ってまいります。

- ・ 組織経営力の確立

持続的な成長発展を目指すために、価値創造の源泉である現場に対する支援及び人材育成を強化するとともに、リーディングカンパニーとしての社会的信頼に応えるため、効率的かつ効果的な内部管理体制（コンプライアンスや内部統制など）の構築を図り、また、グループの事業領域の拡大や国際化の進展に対応した経営管理体制の確立を推進してまいります。

第9次5カ年計画に基づいて、当社グループの企業価値を高めるため、「採用力の強化による優れた人材の確保」、「技術者育成支援システムの導入・実施」、「教育研修の充実による技術力・人間力の向上」について具体的に推進し、顧客の量的・質的ご要望にお応えするとともに、技術者と顧客の最適な組み合わせによる高付加価値サービスの提供を進めております。

- イ. コーポレート・ガバナンスの強化による企業価値・株主共同の利益向上への取組み

当社は、広く社会から期待される企業となるべくコーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。経営の透明性及び効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え、企業価値を増大させることが、コーポレート・ガバナンスの基本であると認識しております。

当社は、企業価値・株主共同の利益の向上を図るための取組みとして、株主の皆様に対する経営陣の責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。

また、独立性の高い社外監査役を含めた監査役の監査により、取締役会の意思決定・監督機能の強化を図っております。

当社は、以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っております。

- ② 基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための仕組み

当社は、平成22年3月25日開催の定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て、当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下「本プラン」といいます。)として買収防衛策を継続いたしました。

具体的には、当社の発行済株式総数の20%以上となる株式の買付または公開買付を実施しようとする買付者には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出していただきます。当社取締役会の決議により設置する独立委員会は、外部専門家等の助言を得て、買付内容の評価・検討、株主の皆様への情報開示と取締役会が提案した代替案の開示・検証、必要に応じて買付者との交渉を行います。買付者が本プランの手続きを遵守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を侵害する買付であると独立委員会が判断した場合は、対抗措置の発動(買付者等による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当ての実施)を取締役に勧告いたします。また、独立委員会は新株予約権の無償割当てを実施することについて、株主意思を確認することが相当であると判断した場合は、当社取締役会に対して株主総会を招集し、新株予約権無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告することができるものといたします。

なお、独立委員会が対抗策の発動について、相当でないと判断した場合は、取締役会に対して、不発動の勧告をいたします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施または不実施の決議を行うものといたします。なお、独立委員会から、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議する旨の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議し、株主の皆様意思を確認するものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該決議の内容その他の事項について、情報開示を行います。

本プランが発動されることとなった場合、当社は買付者等による権利行使は認められないとの行使条件と当社が当該買付者等以外の者から当社株式1株と引き換えに新株予約権1個を取得する旨の取得条項が付された新株予約権をその時点の全ての株主様に対して無償割当ていたします。

- (3) 当社の導入した買収防衛策は、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値または株主共同の利益を損なうものでなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 株主意思の反映

本プランは、平成22年3月25日開催の当社定時株主総会において承認されております。また、本プランの有効期間(3年)満了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。当社取締役の任期は1年とされていることから、取締役の選任議案を通じて、1年ごとに株主の皆様のご意思が反映されます。

② 独立性の高い社外監査役及び有識者の判断の重視と情報開示

当社の取締役会を監督する立場にある社外監査役及び有識者を含めて独立委員会を構成することにより、当社の経営陣の恣意的判断を排し、その客観性、合理性を担保すると同時に独立委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えております。

③ 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されており、これらの客観的要件は本プランにおける当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えられる場合と内容的に一致させております。これにより、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

# 連結貸借対照表

(平成24年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                   | 負 債 の 部              |                   |
|------------------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| 科 目                    | 金 額               | 科 目                  | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>7,557,412</b>  | <b>流 動 負 債</b>       | <b>3,157,591</b>  |
| 現金及び預金                 | 4,503,002         | 支払手形及び買掛金            | 100,074           |
| 受取手形及び売掛金              | 2,408,902         | 短期借入金                | 650,000           |
| 有価証券                   | 5,675             | 未払法人税等               | 623,850           |
| 仕掛品                    | 138,766           | 未払金                  | 597,451           |
| 原材料及び貯蔵品               | 1,541             | 賞与引当金                | 450,967           |
| 繰延税金資産                 | 269,130           | 役員賞与引当金              | 18,000            |
| その他                    | 235,743           | 繰延税金負債               | 45                |
| 貸倒引当金                  | △5,350            | その他                  | 717,202           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>4,588,654</b>  | <b>固 定 負 債</b>       | <b>375,177</b>    |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>3,330,214</b>  | 繰延税金負債               | 207               |
| 建物及び構築物                | 1,448,937         | 退職給付引当金              | 304,690           |
| 機械装置及び運搬具              | 3,529             | 役員退職慰労引当金            | 5,066             |
| 土地                     | 1,799,563         | 長期未払金                | 4,534             |
| 建設仮勘定                  | 25,900            | その他                  | 60,677            |
| その他                    | 52,283            | <b>負 債 合 計</b>       | <b>3,532,768</b>  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>89,660</b>     | <b>純 資 産 の 部</b>     |                   |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>1,168,780</b>  | <b>株 主 資 本</b>       | <b>8,578,897</b>  |
| 投資有価証券                 | 366,372           | 資本金                  | 2,347,163         |
| 繰延税金資産                 | 164,922           | 資本剰余金                | 2,785,329         |
| 貸貸固定資産                 | 329,354           | 利益剰余金                | 3,636,963         |
| その他                    | 425,883           | 自己株式                 | △190,558          |
| 貸倒引当金                  | △117,753          | その他の包括利益累計額          | 23,729            |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>12,146,066</b> | その他有価証券評価差額金         | 49,165            |
|                        |                   | 為替換算調整勘定             | △25,436           |
|                        |                   | 少数株主持分               | 10,670            |
|                        |                   | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>8,613,298</b>  |
|                        |                   | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>12,146,066</b> |

# 連結損益計算書

(平成24年1月1日から  
平成24年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 | 目 | 金 | 額          |
|---|---|---|------------|
| 売 | 上 |   | 17,460,260 |
| 売 | 上 |   | 12,856,599 |
| 売 | 上 |   | 4,603,661  |
| 販 | 費 |   | 3,440,764  |
| 営 | 業 |   | 1,162,896  |
| 営 | 業 |   |            |
|   | 受 | 取 | 2,160      |
|   | 受 | 取 | 7,659      |
|   | 助 | 成 | 29,250     |
|   | 受 | 取 | 47,558     |
|   | そ | の | 35,559     |
| 営 | 業 | 外 | 122,189    |
|   | 支 | 払 | 3,823      |
|   | 支 | 払 | 2,724      |
|   | 賃 | 貸 | 24,115     |
|   | 貸 | 倒 | 17,000     |
|   | 為 | 替 | 7,995      |
|   | そ | の | 5,852      |
| 経 | 常 | 利 | 61,511     |
| 特 | 別 | 利 | 1,223,574  |
|   | 固 | 定 | 501        |
| 寄 | 付 | 金 | 12,000     |
| 特 | 別 | 損 | 3,984      |
|   | 固 | 定 | 11,915     |
|   | 減 | 損 | 20,989     |
|   | 投 | 資 | 1,899      |
|   | 会 | 員 | 38,788     |
|   | 税 | 金 | 1,197,287  |
|   | 法 | 人 | 649,472    |
|   | 法 | 人 | △56,414    |
|   | 少 | 数 | 604,229    |
|   | 少 | 数 | 361        |
| 当 | 期 | 純 | 603,867    |

## 連結株主資本等変動計算書

（平成24年1月1日から）  
（平成24年12月31日まで）

（単位：千円）

|                               | 株 主 資 本   |           |           |          |             |
|-------------------------------|-----------|-----------|-----------|----------|-------------|
|                               | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高                     | 2,347,163 | 2,785,329 | 3,377,524 | △67,295  | 8,442,721   |
| 連結会計年度中の変動額                   |           |           |           |          |             |
| 剰 余 金 の 配 当                   |           |           | △344,428  |          | △344,428    |
| 当 期 純 利 益                     |           |           | 603,867   |          | 603,867     |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |           |           |           | △123,263 | △123,263    |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |           |           |           |          |             |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | －         | －         | 259,439   | △123,263 | 136,175     |
| 当 期 末 残 高                     | 2,347,163 | 2,785,329 | 3,636,963 | △190,558 | 8,578,897   |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   |               |                           | 少 数 株 主 分 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------|-------------------------|---------------|---------------------------|-----------|-----------|
|                               | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 為 替 調 整 勘 算 定 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 |           |           |
| 当 期 首 残 高                     | 1,464                   | △64,990       | △63,526                   | 8,872     | 8,388,068 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                         |               |                           |           |           |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                         |               |                           |           | △344,428  |
| 当 期 純 利 益                     |                         |               |                           |           | 603,867   |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |                         |               |                           |           | △123,263  |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | 47,700                  | 39,554        | 87,255                    | 1,798     | 89,053    |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 47,700                  | 39,554        | 87,255                    | 1,798     | 225,229   |
| 当 期 末 残 高                     | 49,165                  | △25,436       | 23,729                    | 10,670    | 8,613,298 |

## 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結子会社の状況

ア. 連結子会社の数

5社

イ. 連結子会社の名称

(株)アルプスビジネスサービス

(株)アルプスの杜

(株)アルプスキャリアデザイン

ALTECH SHINE CO., LTD.

ALTECH SHANGHAI CO., LTD. (CHINA)

上記のうち、(株)アルプスキャリアデザインについては、平成24年8月31日付で新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

#### ② 非連結子会社の状況

非連結子会社はありません。

### (2) 持分法の適用に関する事項

#### ① 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の状況

持分法を適用した非連結子会社または関連会社はありません。

#### ② 持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の状況

持分法を適用していない非連結子会社または関連会社はありません。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日はすべて連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

ア. その他有価証券

- ・時価のあるもの 当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

イ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・貯蔵品 最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

ア. 有形固定資産（リース資産を除く）

・当社

- 建物及び構築物 定額法  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物及び構築物……………10～47年

- 上記以外 定率法  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
機械装置及び運搬具……………2～12年  
その他（工具、器具及び備品）…3～15年

- ・在外連結子会社ALTECH SHINE CO., LTD.、ALTECH SHANGHAI CO., LTD. (CHINA) 所在地国の会計基準の規定に基づく定額法

- ・上記以外の連結子会社 定率法  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
機械装置及び運搬具……………2年

イ. 無形固定資産(リース資産を除く)

- ・ 当社  
定額法  
なお、主な耐用年数又は償却期間は次のとおりであります。  
のれん……………5年  
自社利用のソフトウェア……………5年
- ・ 在外連結子会社ALTECH SHINE CO., LTD.、ALTECH SHANGHAI CO., LTD. (CHINA)  
所在地国の会計基準の規定に基づく定額法
- ・ 上記以外の連結子会社  
定額法

ウ. 投資その他の資産

- ・ 当社  
貸貸固定資産  
定額法  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物及び構築物……………10～47年

③ 重要な引当金の計上基準

ア. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

イ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、その支給見込額のうち、当連結会計年度の費用とすべき額を見積計上しております。

ウ. 退職給付引当金

当社  
確定給付型退職給付制度廃止日における退職金未払額を計上しております。

なお、当該退職金未払額は確定しておりますが、従業員の退職時に支給するため、「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号)を適用し、引き続き「退職給付引当金」として計上しております。

連結子会社㈱アルプスビジネスサービス、㈱アルプスの杜

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

エ. 役員退職慰労引当金

連結子会社(株)アルプスビジネスサービス、(株)アルプスの社

役員の退任慰労金の支給に備えるため、役員退任慰労金内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

オ. 役員賞与引当金

当社

取締役に対して支給する業績連動報酬の支出に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度の費用とすべき額を計上しております。

連結子会社(株)アルプスビジネスサービス

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度の費用とすべき額を計上しております。

④ 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間の均等償却を行い、金額が僅少な場合には、発生年度に全額償却しております。

⑥ 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

(5) 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### 減価償却累計額

|        |             |
|--------|-------------|
| 有形固定資産 | 1,560,599千円 |
| 賃貸固定資産 | 193,316千円   |

## 3. 連結損益計算書に関する注記

### 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

| 場所     | 用途    | 種類      |
|--------|-------|---------|
| 長野県茅野市 | 事業用資産 | 土地及び建物等 |
| 栃木県矢板市 | 事業用資産 | 土地及び建物等 |
| 静岡県伊東市 | 共用資産  | 土地及び建物  |

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業用資産については全国の事業部及び工場を基本単位とし、その他賃貸資産については原則として各資産をグルーピングの最小単位としております。本社及び蓼科の研修施設、事務管理・総合研修センター等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。連結子会社につきましては、原則として規模等の理由から会社単位を基準としてグルーピングをしております。

なお、当社の蓼科第二工場については、収益性が低下したため帳簿価額を、不動産鑑定評価額を基にした正味売却価額により測定した回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物1,974千円、土地2,186千円、その他3千円であります。

また、当社の宇都宮工場については、収益性が低下したため帳簿価額を、不動産鑑定評価額を基にした正味売却価額により測定した回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物1,161千円、土地2,762千円、その他60千円であります。

当社の静岡県伊東市にある保養所については、売却が決定したことに伴い、当該資産の帳簿価額を売却予定額により測定した回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物141千円、土地3,625千円であります。

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|       | 当連結会計年度期首の株式数(株) | 当連結会計年度増加株式数(株) | 当連結会計年度減少株式数(株) | 当連結会計年度末の株式数(株) |
|-------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 発行済株式 |                  |                 |                 |                 |
| 普通株式  | 11,248,489       | —               | —               | 11,248,489      |
| 自己株式  |                  |                 |                 |                 |
| 普通株式  | 137,889          | 200,094         | —               | 337,983         |

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加200,000株は、自己株式立会外買付取引によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加94株は、単元未満株式の買取によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決議               | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たりの配当額(円) | 基準日         | 効力発生日      |
|------------------|-------|------------|--------------|-------------|------------|
| 平成24年3月23日定時株主総会 | 普通株式  | 344,428    | 31           | 平成23年12月31日 | 平成24年3月26日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

| 決議               | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 配当金の原資 | 1株当たりの配当額(円) | 基準日         | 効力発生日      |
|------------------|-------|------------|--------|--------------|-------------|------------|
| 平成25年3月25日定時株主総会 | 普通株式  | 305,494    | 利益剰余金  | 28           | 平成24年12月31日 | 平成25年3月26日 |

#### 5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定して運用し、資金調達については銀行借入による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

短期借入金は、運転資金として調達したものであり、その殆どは固定金利であるため、金利の変動リスクは僅少であります。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の価格変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスクの管理体制

ア. 信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社は、営業債権については、販売管理規程に従い、新規取引先の財務状況を確認し、取引先ごとに四半期での期日及び残高を管理することで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。連結子会社においても、当社の販売管理規程に準じた同様の管理を行っております。

イ. 市場リスク（金利や価格変動等の変動リスク）の管理

当社は、短期借入金 の殆どが固定金利であるため、支払金利の変動リスクは僅少であります。

また有価証券及び投資有価証券については、市場価格の価格変動リスクを抑制するため、四半期ごとに時価の把握を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|                | 連結貸借対照表計上額 | 時 価       | 差 額 |
|----------------|------------|-----------|-----|
| ① 現金及び預金       | 4,503,002  | 4,503,002 | —   |
| ② 受取手形及び売掛金    | 2,403,551  | 2,403,551 | —   |
| ③ 有価証券及び投資有価証券 | 323,974    | 323,974   | —   |
| 資産計            | 7,230,528  | 7,230,528 | —   |
| ① 短期借入金        | 650,000    | 650,000   | —   |
| ② 未払法人税等       | 623,850    | 623,850   | —   |
| 負債計            | 1,273,850  | 1,273,850 | —   |

(※) 受取手形及び売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

① 現金及び預金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 受取手形及び売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 有価証券及び投資有価証券

上場株式の時価については、株式は取引所の価格によっております。MMF、公社債投資信託は短期的に決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

① 短期借入金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 未払法人税等

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区 分   | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 48,073     |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「③ 有価証券及び投資有価証券」に含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 788円47銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 55円26銭  |

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成25年2月15日

株式会社 アルプス技研

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 大 高 俊 幸 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 鈴 木 努 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アルプス技研の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルプス技研及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第32期事業年度の連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年2月26日

株式会社アルプス技研 監査役会

常 勤 監 査 役 岡 部 博 ㊞

監 査 役（社 外 監 査 役） 宮 澤 徹 ㊞

監 査 役（社 外 監 査 役） 松 田 壯 吾 ㊞

# 貸借対照表

(平成24年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                   | 負 債 の 部              |                   |
|--------------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| 科 目                | 金 額               | 科 目                  | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>6,407,706</b>  | <b>流 動 負 債</b>       | <b>2,852,476</b>  |
| 現金及び預金             | 3,854,906         | 買掛金                  | 28,494            |
| 受取手形金              | 54,062            | 短期借入金                | 650,000           |
| 売掛金                | 1,967,788         | 未払金                  | 505,137           |
| 仕掛品                | 39,320            | 未払費用                 | 226,689           |
| 原材料及び貯蔵品           | 1,541             | 未払法人税等               | 619,855           |
| 前払費用               | 177,165           | 未払消費税等               | 142,433           |
| 繰延税金資産             | 249,975           | 預り金                  | 234,496           |
| 短期貸付金              | 7,827             | 賞与引当金                | 426,644           |
| 関係会社短期貸付金          | 36,000            | 役員賞与引当金              | 17,000            |
| 未収入金               | 19,473            | その他                  | 1,724             |
| その他の貸倒引当金          | 4,217             | <b>固 定 負 債</b>       | <b>241,184</b>    |
|                    | △4,572            | 退職給付引当金              | 222,015           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>5,114,677</b>  | 長期未払金                | 4,534             |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>2,590,822</b>  | その他                  | 14,634            |
| 建物                 | 1,056,104         | <b>負 債 合 計</b>       | <b>3,093,660</b>  |
| 構築物                | 17,932            | <b>純 資 産 の 部</b>     |                   |
| 機械装置               | 474               | <b>株 主 資 本</b>       | <b>8,379,915</b>  |
| 車両運搬具              | 1,627             | 資本金                  | 2,347,163         |
| 器具備品               | 40,218            | 資本剰余金                | 2,785,329         |
| 土地                 | 1,474,466         | 資本準備金                | 2,784,651         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>91,350</b>     | その他資本剰余金             | 677               |
| ソフトウェア             | 83,715            | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>3,437,981</b>  |
| 電話加入権              | 6,949             | 利益準備金                | 190,000           |
| その他                | 686               | その他利益剰余金             | 3,247,981         |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>2,432,503</b>  | 買換資産圧縮積立金            | 7,725             |
| 投資有価証券             | 365,302           | 別途積立金                | 1,510,000         |
| 関係会社株式             | 511,127           | 繰越利益剰余金              | 1,730,255         |
| 関係会社出資金            | 105,000           | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△190,558</b>   |
| 長期貸付金              | 26,502            | 評価・換算差額等             | 48,809            |
| 関係会社長期貸付金          | 672,000           | その他有価証券評価差額金         | 48,809            |
| 破産更生債権等            | 100,753           | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>8,428,724</b>  |
| 長期前払費用             | 44,278            | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>11,522,384</b> |
| 繰延税金資産             | 151,456           |                      |                   |
| 敷金及び保証金            | 105,294           |                      |                   |
| 会員権                | 311               |                      |                   |
| 保険積立金              | 81,406            |                      |                   |
| 貸付固定資産             | 385,624           |                      |                   |
| その他                | 1,200             |                      |                   |
| 貸倒引当金              | △117,753          |                      |                   |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>11,522,384</b> |                      |                   |

# 損 益 計 算 書

（平成24年1月1日から  
平成24年12月31日まで）

（単位：千円）

| 科 目          | 金 額     |            |
|--------------|---------|------------|
| 売上高          |         | 15,374,865 |
| 売上原価         |         | 11,080,866 |
| 売上総利益        |         | 4,293,999  |
| 販売費及び一般管理費   |         | 3,109,201  |
| 営業利益         |         | 1,184,797  |
| 営業外収益        |         |            |
| 受取利息         | 3,285   |            |
| 受取配当金        | 7,616   |            |
| 助成金収入        | 25,437  |            |
| 受取賃貸料        | 54,470  |            |
| その他          | 35,652  | 126,462    |
| 営業外費用        |         |            |
| 支払利息         | 3,823   |            |
| 賃貸収入原価       | 28,012  |            |
| 貸倒引当金繰入額     | 17,000  |            |
| 為替差損         | 169     |            |
| その他          | 1,020   | 50,025     |
| 特別利益         |         | 1,261,234  |
| 固定資産売却益      | 247     |            |
| 寄付金収入        | 12,000  | 12,247     |
| 特別損失         |         |            |
| 固定資産除却損      | 3,590   |            |
| 減損損失         | 8,550   |            |
| 投資有価証券評価損    | 20,989  |            |
| 会員権評価損       | 1,899   | 35,029     |
| 税引前当期純利益     |         | 1,238,452  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 644,464 |            |
| 法人税等調整額      | △50,486 | 593,977    |
| 当期純利益        |         | 644,474    |

# 株主資本等変動計算書

(平成24年1月1日から  
平成24年12月31日まで)

(単位：千円)

|                                 | 株 主 資 本   |           |               |              |               |            |             |           |              |
|---------------------------------|-----------|-----------|---------------|--------------|---------------|------------|-------------|-----------|--------------|
|                                 | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |               |              | 利 益 剰 余 金     |            |             |           |              |
|                                 |           | 資本準備金     | その 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金         | その他利益剰余金   |             |           | 利益剰余金<br>合 計 |
|                                 |           |           |               |              | 買換資産圧縮<br>積立金 | 別 途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |           |              |
| 当 期 首 残 高                       | 2,347,163 | 2,784,651 | 677           | 2,785,329    | 190,000       | 8,020      | 1,510,000   | 1,429,914 | 3,137,935    |
| 事業年度中の変動額                       |           |           |               |              |               |            |             |           |              |
| 剰余金の配当                          |           |           |               |              |               |            |             | △344,428  | △344,428     |
| 買換資産圧縮<br>積立金取崩額                |           |           |               |              |               | △295       |             | 295       | －            |
| 当 期 純 利 益                       |           |           |               |              |               |            |             | 644,474   | 644,474      |
| 自己株式の取得                         |           |           |               |              |               |            |             |           |              |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額(純額) |           |           |               |              |               |            |             |           |              |
| 事業年度中の変動額合計                     | -         | -         | -             | -            | -             | △295       | -           | 300,341   | 300,045      |
| 当 期 末 残 高                       | 2,347,163 | 2,784,651 | 677           | 2,785,329    | 190,000       | 7,725      | 1,510,000   | 1,730,255 | 3,437,981    |

|                                 | 株 主 資 本  |                | 評 価 ・ 換 算 差 額 等           |                        | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------------|----------|----------------|---------------------------|------------------------|-----------|
|                                 | 自 己 株 式  | 株 主 資 本<br>合 計 | その 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高                       | △67,295  | 8,203,132      | 1,316                     | 1,316                  | 8,204,449 |
| 事業年度中の変動額                       |          |                |                           |                        |           |
| 剰余金の配当                          |          | △344,428       |                           |                        | △344,428  |
| 買換資産圧縮<br>積立金取崩額                |          | －              |                           |                        | －         |
| 当 期 純 利 益                       |          | 644,474        |                           |                        | 644,474   |
| 自己株式の取得                         | △123,263 | △123,263       |                           |                        | △123,263  |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額(純額) |          |                | 47,492                    | 47,492                 | 47,492    |
| 事業年度中の変動額合計                     | △123,263 | 176,782        | 47,492                    | 47,492                 | 224,274   |
| 当 期 末 残 高                       | △190,558 | 8,379,915      | 48,809                    | 48,809                 | 8,428,724 |

## 1. 重要な会計方針

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 関係会社株式

移動平均法による原価法

#### ② その他有価証券

##### ア. 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

##### イ. 時価のないもの

移動平均法による原価法

#### ③ たな卸資産

##### ア. 原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

##### イ. 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

##### ウ. 貯蔵品

最終仕入原価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

##### ア. 建物・構築物

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物……………15～47年

構築物……………10～20年

##### イ. 上記以外

定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

機械装置……………5～12年

車両運搬具……………2～6年

器具備品……………3～15年

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア……………5年

#### ③ 長期前払費用

定額法

#### ④ 賃貸固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物・構築物……………10～47年

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、その支給見込額のうち、当事業年度の費用とすべき額を見積計上しております。
- ③ 退職給付引当金 確定給付型退職給付制度廃止日における退職金未払額を計上しております。  
なお、当該退職金未払額は確定しておりますが、従業員の退職時に支給するため、「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号）を適用し、引き続き「退職給付引当金」として計上しております。
- ④ 役員賞与引当金 取締役に対して支給する業績連動報酬の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度の費用とすべき額を計上しております。

(4) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

(6) 追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## 2. 貸借対照表等に関する注記

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,444,643千円 |
| 貸貸固定資産の減価償却累計額     | 237,729千円   |
| (2) 関係会社に対する短期金銭債権 | 64千円        |
| 関係会社に対する短期金銭債務     | 2,984千円     |
| (3) 取締役に対する長期金銭債務  | 4,534千円     |

### 3. 損益計算書に関する注記

#### (1) 関係会社との取引高

|                |          |
|----------------|----------|
| ① 売上原価         | 11,172千円 |
| ② 販売費及び一般管理費   | 26,984千円 |
| ③ 出向者給与負担金の受入額 | 45,089千円 |
| ④ 営業取引以外の取引高   | 23,612千円 |

#### (2) 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

| 場所     | 用途    | 種類      |
|--------|-------|---------|
| 長野県茅野市 | 事業用資産 | 土地及び建物等 |
| 栃木県矢板市 | 事業用資産 | 土地及び建物等 |
| 静岡県伊東市 | 共用資産  | 土地及び建物  |

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業用資産については全国の事業部及び工場を基本単位とし、その他賃貸資産については原則として各資産をグルーピングの最小単位としております。本社及び蓼科の研修施設、事務管理・総合研修センター等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当社の蓼科第二工場については、収益性が低下したため帳簿価額を、不動産鑑定評価額を基にした正味売却価額により測定した回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物1,974千円、土地2,186千円、その他3千円であります。

また、当社の宇都宮工場については、収益性が低下したため帳簿価額を、不動産鑑定評価額を基にした正味売却価額により測定した回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物1,161千円、土地2,762千円、その他60千円であります。

当社の静岡県伊東市にある保養所については、売却が決定したことに伴い、当該資産の帳簿価額を売却予定額により測定した回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物141千円、土地260千円であります。

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

|      | 当事業年度期首の株式数<br>(株) | 当事業年度増加株式数<br>(株) | 当事業年度減少株式数<br>(株) | 当事業年度末の株式数<br>(株) |
|------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 普通株式 | 137,889            | 200,094           | -                 | 337,983           |

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加200,000株は、自己株式立会外買付取引によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加94株は、単元未満株式の買取によるものであります。

## 5. 税効果会計に関する注記

### 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳

#### 繰延税金資産(流動)

|       |           |
|-------|-----------|
| 未払事業税 | 44,383千円  |
| 原材料   | 3,369千円   |
| 仕掛品   | 176千円     |
| 賞与引当金 | 161,570千円 |
| 未払費用  | 23,786千円  |
| 貸倒引当金 | 1,316千円   |
| その他の  | 16,672千円  |

小計 251,274千円

評価性引当額 △1,299千円

繰延税金資産(流動)純額 249,975千円

#### 繰延税金資産(固定)

|              |           |
|--------------|-----------|
| 投資有価証券       | 214,733千円 |
| 会社分割による子会社株式 | 31,240千円  |
| 会員権          | 11,622千円  |
| 退職給付引当金      | 80,130千円  |
| 長期未払金        | 1,609千円   |
| 減損損失         | 133,728千円 |
| 貸倒引当金        | 41,802千円  |
| その他の         | 5,078千円   |

小計 519,946千円

評価性引当額 △351,228千円

合計 168,718千円

#### 繰延税金負債(固定)

|              |          |
|--------------|----------|
| 買換資産圧縮積立金    | 4,772千円  |
| その他有価証券評価差額金 | 12,489千円 |

合計 17,261千円

繰延税金資産(固定)純額 151,456千円

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率等の負担率との主な差異原因

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 法定実効税率             | 40.5% |
| (調整)               |       |
| 住民税均等割額            | 2.2%  |
| 寄付金等の一時差異でない項目     | 0.2%  |
| 評価性引当額の当期増加額       | 3.4%  |
| 税率変更に伴う影響額         | 1.5%  |
| その他の               | 0.2%  |
| 税効果会計適用後の法人税率等の負担率 | 48.0% |

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しておりますが、重要性が乏しいため注記を省略しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

| 種類     | 氏名   | 住所 | 資本金又は出資金(千円) | 事業内容又は業職 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関係内容   |        | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|--------|------|----|--------------|----------|-------------------|--------|--------|-------|----------|----|----------|
|        |      |    |              |          |                   | 役員の兼任等 | 事業上の関係 |       |          |    |          |
| 個人主要株主 | 松井利夫 | -  | -            | 当社顧問     | (被所有)直接<br>8.46   | -      | -      | 寄付金収入 | 12,000   | -  | -        |

(2) 子会社等

| 種類  | 会社等の名称  | 資本金又は出資金(千円) | 事業内容                                 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関係内容                  |        | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目                     | 期末残高(千円)          |
|-----|---------|--------------|--------------------------------------|-------------------|-----------------------|--------|-------|----------|------------------------|-------------------|
|     |         |              |                                      |                   | 役員の兼任等                | 事業上の関係 |       |          |                        |                   |
| 子会社 | ㈱アルプスの杜 | 100,000      | 介護付有料老人ホーム、グループホームの運営・管理、居宅介護支援、訪問介護 | (所有)直接<br>100.0   | 役員<br>1名<br>使用人<br>2名 | -      | 資金の貸付 | 720,000  | 関係会社短期貸付金<br>関係会社長期貸付金 | 36,000<br>672,000 |

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。  
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお担保は受け入れておりません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 772円53銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 58円98銭  |

## 9. 採用している退職給付制度の概要

当社は平成15年1月1日より確定拠出年金制度を採用しております。

退職給付債務に関する事項

退職給付引当金 △222,015千円

(確定給付型退職給付制度廃止時における退職未払額)

退職給付費用に関する事項

確定拠出年金への掛金支払額 178,113千円

退職給付費用 178,113千円

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成25年2月15日

株式会社 アルプス技研

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 大 高 俊 幸 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 鈴 木 努 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルプス技研の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定例的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記)及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及び計算書類に係る附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年2月26日

株式会社アルプス技研 監査役会

常勤監査役 岡部 博 ㊟

監査役(社外監査役) 宮澤 徹 ㊟

監査役(社外監査役) 松田 壯吾 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、当事業年度の業績と安定的な配当の継続等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金28円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は305,494,168円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成25年3月26日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                 | 所有する当社株式の数 |
|-------|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | うしじま せい<br>牛嶋 素一<br>(昭和29年1月2日生) | 平成19年4月 当社常勤顧問<br>平成19年9月 当社業務執行役員常務<br>平成20年3月 当社代表取締役副社長兼業務執行役員副社長<br>経営企画部長<br>平成20年10月 当社代表取締役社長兼業務執行役員社長<br>平成21年3月 当社代表取締役社長<br>平成24年3月 当社代表取締役会長兼社長<br>(現任) | 10,600株    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2     | えごし ひろあき<br>江越 博昭<br>(昭和26年5月10日生) | 平成19年7月 当社常勤顧問<br>平成19年9月 当社業務執行役員専務<br>平成20年3月 当社代表取締役副社長兼業務執行役員副社長<br>平成21年3月 当社代表取締役副社長(現任)                                                                                                                                                                     | 10,600株    |
| 3     | いし い ただお<br>石井 忠雄<br>(昭和33年1月15日生) | 平成17年4月 当社入社<br>平成17年7月 当社北関東事業部長<br>平成18年7月 当社業務執行役員人事部長<br>平成20年3月 当社取締役兼業務執行役員人事部長<br>平成20年10月 当社取締役兼業務執行役員経営企画部長<br>平成21年3月 当社取締役経営企画部長<br>平成23年3月 当社常務取締役経営企画部長(現任)                                                                                           | 6,500株     |
| 4     | すがい まさし<br>須貝 昌志<br>(昭和33年3月9日生)   | 平成2年10月 当社入社<br>平成12年3月 当社北関東事業部長<br>平成13年3月 当社取締役北関東事業部長<br>平成15年3月 当社取締役西日本事業本部長<br>平成17年7月 当社取締役兼業務執行役員営業推進部長<br>平成20年6月 当社取締役兼業務執行役員中部事業部長兼テクノパーク長<br>平成21年3月 当社取締役中部事業部長<br>平成22年3月 当社取締役<br>平成23年7月 当社取締役東京事業部長<br>平成23年8月 当社取締役<br>平成24年3月 当社取締役西日本事業部長(現任) | 12,899株    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5     | のだ ひろし<br>野田 浩<br>(昭和33年8月16日生)    | 平成16年9月 当社入社<br>平成17年1月 当社総務部長<br>平成17年3月 当社業務執行役員<br>総務部長兼人事部長<br>平成18年3月 当社取締役兼業務執行役員<br>総務部長<br>平成19年7月 当社取締役兼業務執行役員<br>経営企画部長兼秘書室長<br>平成20年3月 当社取締役兼業務執行役員<br>秘書室長兼業務管理部長<br>平成20年10月 当社取締役兼業務執行役員<br>総務部長兼秘書室長兼業務管理部長<br>平成21年3月 当社取締役総務部長<br>平成24年3月 当社取締役関東事業部長(現任) | 7,400株     |
| 6     | もりかわ てつじ<br>森川 徹治<br>(昭和41年2月23日生) | 平成9年5月 ㈱ディーバ代表取締役社長<br>(現任)<br>平成23年3月 当社社外取締役(現任)                                                                                                                                                                                                                         | 一株         |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 森川徹治氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 森川徹治氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者としての豊かな経験と高い見識を有しており、IT業界における長年の活動経験を当社の経営に活かしていただけるものと判断したためであります。なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって2年であります。
4. 社外取締役候補者との責任限定契約について  
 当社は、森川徹治氏との間で、定款第31条の規定に基づき、当社との間で会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続いたします。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する額を限度としております。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役宮澤 徹氏が、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴及び重要な兼職の状況                                                                          | 所有する当社株式の数 |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| はらだ つね とし<br>原田 恒敏<br>(昭和22年2月12日生) | 昭和47年3月 監査法人太田哲三事務所(現新日本有限責任監査法人)入所<br>平成4年5月 同監査法人代表社員<br>平成21年7月 公認会計士原田恒敏事務所代表(現任) | 一株         |

- (注) 1. 原田恒敏氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 原田恒敏氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 原田恒敏氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として財務及び会計に関する専門的な知見を有し、長年の経験と深い見識を、当社の監査役監査に活かして頂くことを期待したためであります。なお、上記理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 社外監査役との責任限定契約について  
当社は、社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう現行定款第42条において、社外監査役との間で責任限定契約を締結できる旨を定めております。これにより、原田恒敏氏が監査役に就任された場合には、社外監査役として当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する額を限度としております。

### 第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の継続の件

当社は、平成22年3月25日開催の第29回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下「本プラン」といいます。)を導入しております。本プランの有効期間は本総会終結の時までとなっております。

当社は、買収防衛策を巡る議論等を踏まえ、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための取組みとして、本プランの是非・その在り方について検討を行ってまいりました。

当社は係る検討の結果、本総会において株主様のご承認を条件に、当社に対する不適切な買収等を未然に防止することを目的として、継続することとしました。本プランの継続にあたり、形式的な文言の修正を行っておりますが、基本的なスキームの変更はございません。

つきましては、本プランの継続について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

## I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、技術者派遣企業として成長を継続し、企業価値ひいては株主共同の利益を安定的に確保し、向上させていくことが必要であると考えております。当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

当社の株主の在り方について、当社は、公開会社として株主の皆様が所有する当社株式は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。従って、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様ごの意思に基づき行われるものと考えております。

しかし、株式の大量取得行為や買付提案の中には、買付の目的や買付後の経営方針等に鑑み企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、買付に対する代替案を提示するために合理的に必要とする期間を与えることなく行われるもの、当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客などの利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらすもの等が想定されます。

このような大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考え、当社は本プランを導入し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するものであります。

## II. 基本方針の実現に資する取組み

### 1. 企業価値向上のための取組み

当社は、昭和43年創業以来、社会や企業の発展も技術開発も、人と人の心のつながりが基本であるとの意味をこめた、「Heart to Heart」の経営理念に基づいて、製品の開発・設計分野において優れた技術力の提供とソリューションの提案によって高い付加価値を生み出し、製造業のイコールパートナーを目指し日本の製造業の発展を支える技術者派遣企業として成長してまいりました。

当社は、グループの企業価値を高めるため第9次5カ年計画に基づいて、顧客との強固かつ広範なパートナーシップの構築により事業規模の拡大を図るとともに、ライフキャリアプランに基づいた技術者への支援及び教育研修を充実させることによって高度技術者の育成に努めてまいります。また、社会・経済環境の変化にフレキシブルかつスピーディーに対応できる組織経営力の強化を進め、これらの実現によって経営品質の向上を図り、グループの総合力を発揮しエンジニアリングアウトソーシング業界におけるリーディングカンパニーとなることを目指してまいります。

第9次5カ年計画による企業価値向上への取組み(要旨)

- ・ 顧客との強固かつ広範なパートナーシップの構築  
顧客の多様化するニーズに対応するため、高度な技術と信頼・安心を提供し、顧客との強固かつ広範なパートナーシップを構築してまいります。また、ソリューション提案力の強化を図るとともに、優秀な人材を確保し顧客の開発戦略を支え、顧客の事業拡大・事業再編やグローバル展開を支援するため、技術支援サービスや人材ビジネスを積極的に推進してまいります。
- ・ ライフキャリアプランによる高度技術者の育成  
技術者が、自らの技術力を向上させ、自律的キャリアデザインを描けるよう、技術力や経験を踏まえた教育・人事・ローテーションが一体となったライフキャリアサポートを実施してまいります。特に、技術者教育に関しては、自社教育システムと併せ専門教育機関との連携による教育研修体制を充実させ、また、請負・受託・ものづくり部門の技術的蓄積を活用した専門技術者集団の育成を図り、更には、新たなキャリアプランの形成及び新規事業創出に向けた社内ベンチャー制度の構築を図ってまいります。
- ・ 組織経営力の確立  
持続的な成長発展を目指すために、価値創造の源泉である現場に対する支援及び人材育成を強化するとともに、リーディングカンパニーとしての社会的信頼に応えるため、効率的かつ効果的な内部管理体制（コンプライアンスや内部統制など）の構築を図り、また、グループの事業領域の拡大や国際化の進展に対応した経営管理体制の確立を推進してまいります。

第9次5カ年計画に基づいて、具体的な施策として当社グループの企業価値を高めるため、「採用力の強化による優れた人材の確保」、「技術者育成支援システムの導入・実施」、「教育研修の充実による技術力・人間力の向上」を図り、顧客の量的・質的ご要望にお応えするとともに、技術者と顧客の最適な組み合わせによる高付加価

値サービスの提供を進めております。

## 2. コーポレート・ガバナンスの強化による企業価値・株主共同の利益向上への取組み

当社は、広く社会から期待される企業となるべくコーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。このため、取締役会の運営においては経営の透明性・公正性及び効率性を確保することを基本としております。

当社は監査役会設置会社として、独立性の高い社外監査役を含めた監査役の監査により経営の実効性を高め、取締役会の意思決定の監視・監督機能の強化を図っております。

また、リスク管理や内部統制システムの整備等を通じ内部管理体制の強化に努め、企業倫理憲章に基づいた健全な企業活動を推進し、ガバナンスの充実を図っております。

当社は、企業価値・株主共同の利益の向上を図るための取組みとして、株主の皆様に対する経営陣の責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。

以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めております。

## III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策））

### 1. 本プランの目的

当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、基本方針に沿ってなされるものです。

現時点において、創業者及びその関係者の当社株式における議決権比率は20%を超えておりますが、それ以外には5%を超える株主はおらず金融機関、個人その他と幅広く分散しております。今後、当社の発行する株式は、その流動性を増す可能性を否定できないことから、基本方針に照らし不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するため、当社株式に対する買付者に対し、遵守すべき手続き（以下「大量買付ルール」といいます。）を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、取締役会ならびに独立委員会による買付者との交渉の機会を確保することを目的としています。

## 2. 本プランの内容

### (1) 買付者に遵守を求める手続き（大量買付ルール）

本プランは、当社株式の20%以上の大量買付が行われる場合に、買付者に対し、事前に当該買付に関する情報の提供を求め、当社が当該買付についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様へ当社取締役会の計画や代替案等を提示したり、買付者との交渉等を行っていくための手続きを定めています。

### (2) 大量買付ルールを遵守しない場合等の措置

買付者が大量買付ルールに従うことなく買付を行う場合等には、当社は、対抗措置として当該買付者による権利行使が認められない旨、及び当該買付者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の条件が付された取得条項付新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して無償にて割当てることができます。本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等の判断は、取締役会が選任した者により構成される独立委員会の判断を経るものとします。本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買付者以外の株主の皆様へ当社株式の交付がなされた場合には、当該買付者の有する当社株式の議決権割合を最大50%まで希釈化させる可能性があります。

### (3) 独立委員会の設置

当社取締役会は、本プランに定めるルールを適正に運用し、当社取締役会にて恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会規則（別紙1「独立委員会規則の概要」）に従い、独立委員会を設置します。当社取締役会は、独立委員会の客観性及び合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣からの独立性が高い社外監査役及び有識者を独立委員会の委員といたします。

本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等の判断は、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会の判断を経るものとします。

独立委員会の委員の数は3名以上とし、任期は選任後3年内に終了する事業年度のうち最終の定時株主総会の終結の時までとします。

本プランの更新時における独立委員会の委員の氏名及び略歴は、別紙2のとおりであります。

#### (4) 本プランの手続き

本プランは、以下のいずれかに該当する当社株式に対する買付その他これに類似する行為またはこれらの提案<sup>1</sup>（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「大量買付行為」といいます。）がなされる場合を適用の対象とします。

大量買付行為を行い、または行おうとする者（以下「買付者」といいます。）は、予め本プランに定める手続きに従わなければならないものとします。

- ① 当社が発行者である株式等<sup>2</sup>について、保有者<sup>3</sup>の株式等の保有割合<sup>4</sup>が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株式等<sup>5</sup>について、公開買付<sup>6</sup>に係る株式等の株券等所有者割合<sup>7</sup>及び特別関係者<sup>8</sup>の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

#### (5) 買付者に対する情報提供の要求

買付者は、買付に先立ち、当社取締役会に対して、買付者の買付内容の検討のために下記に定める情報（以下「必要情報」といいます。）及び買付者が買付に際して、本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社の定める様式により日本語で提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合速やかに開示し、買付説明書を独立委員会に提供するものとします。当社取締役会または独立委員会が買付説明書の内容について必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者に対し、適宜合理的な回答期限を定めた上、直接または間接に必要な情報を追加提出するよう求めることがあります。

1 第三者に対して買付を勧誘する行為を含みます。

2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。

3 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「保有者」をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

4 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

5 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下②において同じとします。

6 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される「公開買付」を意味するものとします。以下同じとします。

7 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

8 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される「特別関係者」をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

なお、当社取締役会は、買付者からの買付の提案がなされた事実とその概要及び必須情報の概要、その他の情報のうち株主の皆様への判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

- ① 買付者及びそのグループ（共同保有者<sup>9</sup>、特別関係者及び買付者を被支配法人等<sup>10</sup>とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（氏名または名称及び住所または所在地、代表者の役職名及び氏名、国内連絡先、事業内容、経歴または沿革、企業統治（ガバナンス）システム、社会的責任（CSR）への取組み状況、資本構成、財務内容、法令遵守状況、当該買付者による買付と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）<sup>11</sup>
  - ② 買付の目的、方法及び内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実現可能性等を含みます。）
  - ③ 買付の価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容、金額及びその算定根拠等を含みます。）
  - ④ 買付者による当社の株式等の過去の取得に関する情報
  - ⑤ 買付の資金の裏付け（買付の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
  - ⑥ 買付後の当社グループの経営方針（当社に係る利害関係者への対応方針を含みます。）、事業計画、資本政策、配当政策
  - ⑦ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- (6) 独立委員会の検討期間等

独立委員会は、買付者から十分な必要情報が記載された買付説明書を受領した後、対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社全株式買付の場合は最大60日間、その他の大量買付行為の場合は最大90日間を独立委員会による評価、検討の期間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）として設定し、その旨を速やかに開示します。独立委員会は、独立委員会検討期間において、買付者の買付内容の検討、取締役会が提示する代替案の検討、買付者と取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行い、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するという観点から買付内容を検討します。

9 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者と当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

10 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

11 買付者がファンドの場合は、各組員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

なお、独立委員会は、当初の独立委員会検討期間の満了時までには、対抗策の発動または不発動の勧告を行うに至らない合理的な理由がある場合に限り、独立委員会検討期間を延長することができることとし(延長の期間は最大30日間とします。)、その場合は、独立委員会検討期間を延長するに至った理由等を速やかに開示します。

独立委員会は、買付者から買付説明書が提出された場合及び必要情報が追加提出された場合、取締役会に対しても、独立委員会が定める期間内に買付者の買付内容に対する意見及び根拠となる資料、代替案その他独立委員が適宜必要と認める情報、資料等を提出するよう要求します。

また、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上という観点から、独立委員会が、自らまたは取締役会を通じて買付者に対して協議、交渉等を求めた場合には、買付者は速やかにこれに応じなければならないものとしします。

独立委員会の判断が企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資するものとなるよう、独立委員会は当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとしします。

独立委員会は、その判断の透明性を高めるため、買付者から提出された買付説明書の概要、買付者の買付内容に対する取締役会の意見、取締役会から提示された代替案の概要、検討期間の延長その他独立委員会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と独立委員会が判断した情報を除き、速やかに情報開示を行います。

(7) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者が出現した場合において、以下の手続きを行うものとしします。なお、独立委員会は、以下のいずれかの手続きに従い行われる勧告の内容その他判断事項について、決定後速やかに開示を行うものとしします。

① 独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、または、買付者による買付が下記の(8)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当する等、当社の企業価値・株主の共同の利益を著しく損なうものであると認められ、対抗措置を発動することが相当と判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告いたします。

ただし、独立委員会は一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日の前々営業日までの間、（無償割当ての効力発生時までは）本新株予約権の無償割当ての中止、または（無償割当ての効力発生時の後は）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- a. 当該勧告後買付者が買付を撤回した場合その他買付者が存在しなくなった場合
- b. 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者による買付が下記(8)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施すること、もしくは行使を認めることが相当でない場合

② 独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者の買付内容の検討、買付者との交渉等の結果、買付者による買付が下記(8)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない、もしくは該当しなくなった、または該当しても対抗措置を発動することが相当ではないと判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告いたします。

(8) 本新株予約権の無償割当ての要件

独立委員会は、買付者による買付が以下のいずれかに該当する等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置を発動することが相当と判断した場合は、本新株予約権の無償割当ての実施を取締役会に対し勧告いたします。

なお、当該大量買付行為が当社の企業価値あるいは当社株主の皆様全体の利益を著しく損なう目的であると合理的に判断される場合に発動するものであり、買付者の意図がこれらに形式的に該当することのみをもって対抗措置を発動しないものとします。

- ① 本プランに定める情報提供及び検討期間の確保のための手続きを遵守しない買付である場合
- ② 以下に掲げる行為等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく侵害する買付である場合
  - a. 当社株式等を買収し、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
  - b. 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者の利益を実現する経営

を行うような行為

- c. 当社の資産を買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為その他これに類似する行為
- d. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- e. 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の買付を行うことをいいます。)等、株主の皆様には株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合

なお、独立委員会は上記②のいずれかに該当すると判断した場合でも、本新株予約権の無償割当てを実施することについて、株主意思を確認することが相当であると判断した場合は、当社取締役会に対して株主総会を招集し、本新株予約権無償割当ての実施等に関する議案の付議を勧告することができるものとします。

#### (9) 取締役会による決議

##### ① 取締役会決議

当社取締役会は、上記Ⅲ. 2. (7)対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の決議を行うものとします。

なお、当社取締役会は、独立委員会から本新株予約権の無償割当ての実施の勧告が行われた後であっても、大量買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の無償割当ての中止その他の決定を行うことができるものとします。

##### ② 株主意思確認

独立委員会から、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議する旨の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議し、株主の皆様意思を確認するものとします。

##### ③ 情報の開示

当社取締役会は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施等に関する決議を行った場合、当社取締役会が上

記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合、または本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する株主総会の決議が行われた場合には、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

買付者は、当社取締役会または株主総会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行うまでの間、買付を実行してはならないものとします。

#### (10) 本新株予約権の概要

本プランに基づき無償割当てをする新株予約権の概要は次のとおりであります。

対抗措置が発動されることとなった場合、当社は(i)買付者による権利行使は認められないとの行使条件及び(ii)当社が当該買付者以外の者から当社株式1株と引き換えに本新株予約権1個を取得する旨の取得条項が付された本新株予約権をその時点の全ての株主の皆様に対して無償割当ていたします。

##### ① 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会または株主総会（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式の総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

##### ② 割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割当てます。

##### ③ 本新株予約権無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

##### ④ 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権の目的である当社株式の数は、1株とします。

##### ⑤ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

##### ⑥ 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、係る行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原

則として、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

⑦ 本新株予約権の行使条件

(i) 特定大量保有者<sup>12</sup>、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者<sup>13</sup>、(iv) 特定大量買付者の特別関係者、(v) 上記(i)ないし(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受もしくは承継した者、または、(vi) 上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者<sup>14</sup> (以下、(i)ないし(vi)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません (但し、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

- 
- 12 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者 (当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者 (ただし、その後、自己の意思により当社の株式等を新たに取得した場合を除く。)、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。以下同じとします。
- 13 公開買付けによって当社が発行者である株式等 (金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとします。以下本脚注において同じとします。)の買付け等 (同法第27条の2第1項に定義された買付け等をいいます。以下本脚注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有 (これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者 (当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。以下同じとします。
- 14 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者 (当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」 (会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

- ⑧ 本新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。
- ⑨ 当社による本新株予約権の取得  
当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引替えに本新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することができるものとします。本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。  
なお、本新株予約権の行使が認められない者が保有する本新株予約権を当社が取得する場合、その対価として金員等の交付は行わないものとします。
- ⑩ 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得  
当社取締役会が、対抗措置の発動を中止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。
- ⑪ 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の本新株予約権の交付  
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
- ⑫ 新株予約権証券の発行  
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。
- ⑬ その他  
上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
- (11) 本プランの有効期間、変更及び廃止  
本プランは平成25年3月の定時株主総会において、ご承認をいただいで発効するものであります。本プランの有効期間は、平成28年3月開催予定の定時株主総会の終結の時までの3年間といたします。  
ただし、本プランの有効期間中であっても当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で変更または廃止されるものとします。また、取締役会決議により本プランを廃止することができることとします。  
当社は、本プランの変更または廃止が決議された場合、速やかに開示します。

### 3. 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成25年2月12日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読替えることができます。また、法令の改正もしくは東京証券取引所規則変更等による文言の修正といった軽微な変更につきましては、当社取締役会にて本プランを修正することがあります。

その場合には、その修正内容を速やかに開示します。

### 4. 株主及び投資家の皆様への影響

#### (1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報、また現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を株主の皆様へ提供し、さらには、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、株主の皆様は、十分な情報のもとで、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが株主の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、本プランの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、買付者が本プランのルールを遵守するか否かにより大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者の動向にご注意ください。

本プランの継続時点においては、本新株予約権の発行は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利、利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

#### (2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

買付者が本プランのルールを遵守しなかった場合、または買付者による買付が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置を発動することが相当と判断される場合には、当社取締役会は、株主の皆様の共同の利益を守ることを目的に、対抗措置を発動することがあります。当該対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合、当該決議において割当期日を定めこれを公告いたします。この場合、割当期日における当社株主名簿に記載された株主の皆

様に対して、その保有する当社株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は独立委員会の勧告に従い、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日の前日までにおいては、本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を受ける可能性があります。

(3) 対抗措置発動に伴う株主の皆様の手続き

① 本新株予約権の行使の手続き

当社は、割当て対象株主の皆様に対し、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項ならびに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他の書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を所定の方法により払込むことにより、1個の本新株予約権につき1株の当社株式が発行されることとなります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、上記Ⅲ. 2. (10)「本新株予約権の概要」の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとします。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みを行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

ただし、当社は、下記②に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続きを取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は生じません。

② 当社による本新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が定める日が到来することをもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を本新株予約権者に交付することがあります。この場合には、取得の対象となる本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、本新株予約権1個当たり当社株式1株の交付を受けることとなります（なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による本新株予約権の取得手続き等の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

IV. 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式等の買付者が買付に関する必要かつ十分な情報を株主及び投資家の皆様、当社取締役会、独立委員会に事前に提供すること、これを遵守しない買付者に対して当社独立委員会の勧告に基づき当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しております。

また、本プランに定める手続きが遵守されている場合であっても、独立委員会が買付者の買付が本プランに定める当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買付であると判断した場合、かかる買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値・株主共同の利益を確保するために本新株予約権無償割当ての対抗措置を講じることがあることを明記しております。

このように本プランは、基本方針の考え方に沿って設計されたものであると判断しております。

V. 本プランが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、以下の理由により、当社株主の共同の利益を損なうものではないと判断しております。

(1) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付がなされた際に、当該買付に応じべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が意見を取

りまとめ、代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入しているものです。

(2) 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社株主総会において承認可決されることにより決定されます。また、上記Ⅲ. 2. (11)に記載したとおり本プランは有効期間を3年間とするいわゆるサンセット条項が付されています。また、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会または株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い変更または廃止されることとなります。以上により株主の皆様のお意思に基づくものとなっております。

VI. 本プランが当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、以下の理由により、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(1) 独立性の高い社外監査役及び社外有識者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、本プランに定めるルールを適正に運用し、当社取締役会の恣意的判断を排除するための機関として独立委員会を設置しています。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外監査役及び社外の有識者より構成されます。

また、独立委員会の判断については必要に応じ株主の皆様へ情報開示をすることとし、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(2) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記Ⅲ. 2. (8)本新株予約権の無償割当ての要件、上記Ⅲ. 2. (9)取締役会による決議に記載したとおり、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(3) 第三者専門家の意見の取得

上記Ⅲ. 2. (6)独立委員会の検討期間等に記載したとおり買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができることにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっております。

(4) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ. 2. (11)に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、当社株式等の買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により本プランを廃止することが可能です。従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお、対抗措置の発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は1年であるため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

## 独立委員会規則の概要

1. 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は3名以上とし当社を設定している独立要件を充足し、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外監査役及び有識者を当社取締役会が選任する。

ここでいう有識者とは、当社と取引のない実績のある経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、大学教授またはこれに準ずる者で、別途当社取締役会が定める善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者とする。
3. 独立委員会委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度に係る定時株主総会の終結の時までとする。ただし当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。

また、当社社外監査役であった独立委員会委員が、監査役でなくなった場合には、再任される場合を除き、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
4. 独立委員会は、以下の各号に記載されている事項について決定し、その決定の内容に理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関として決議を行う。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - (1) 本新株予約権の無償割当ての実施(当社取締役会に対して、株主総会の招集、本新株予約権無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告する場合を含む)または不実施
  - (2) 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
  - (3) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

以上に定めることに加え独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。

- (1) 本プランの対象となる買付への該当性の判断
  - (2) 独立委員会検討期間の延長の決定
  - (3) 買付者及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
  - (4) 買付者の買付後の経営方針・事業計画等内容の精査・検討
  - (5) 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
  - (6) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができるものと定めた事項
  - (7) 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
5. 独立委員会は、買付者に対し、買付説明書及び提出された情報が必要情報として不十分であると判断した場合には、自らまたは取締役会を通じて、買付者に対し、追加的に情報を提出するよう求めることができる。また独立委員会は買付者から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者の買付の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案、その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
6. 独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者の買付の内容を改善させるために必要があれば、自らまたは取締役会を通じて買付者と協議・交渉等を行うものとし、また当社取締役会の代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
7. 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
8. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言を得ること等ができる。
9. 独立委員会委員は、買付がなされた場合、その他いつでも独立委員会を招集することができる。
10. 独立委員会の決議は、原則として独立委員会の委員全員が出席(テレビ会議または電話会議による出席を含む。以下同じ。)し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

以上

別紙2

独立委員会委員の氏名及び略歴

氏名 松田 壯吾 (まつだ そうご)

略歴 昭和54年4月 弁護士登録  
昭和57年4月 松田・豊島法律事務所弁護士 (現職)  
平成12年3月 当社社外監査役 (現職)

氏名 宮谷 隆 (みやたに たかし)

略歴 平成3年4月 弁護士登録  
森綜合法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所)  
入所 (現職)  
平成10年1月 同事務所 パートナー弁護士 (現職)

氏名 原田 恒敏 (はらだ つねとし)

略歴 昭和47年3月 監査法人太田哲三事務所 (現 新日本有限責任監  
査法人) 入所  
平成4年5月 同監査法人代表社員  
平成21年7月 公認会計士原田恒敏事務所開設 代表 (現職)

(注) 当社と上記3氏との間に特別の利害関係はございません。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 神奈川県相模原市緑区西橋本五丁目 4 番12号  
株式会社アルプス技研  
事務管理・総合研修センター 会議室  
T E L 042-774-3333 (代表)  
F A X 042-773-2455



交通機関 ● J R 横浜線・J R 相模線・京王相模原線

橋本駅南口から徒歩約10分

●橋本駅南口より神奈中バス

「西橋本二丁目」バス停下車徒歩1分

橋本駅南口バスターミナル

1 番乗場「若葉台住宅行」午前 9 時20分発、9 時45分発  
なお、橋本駅南口からのバスの所要時間は約 3 分であり  
ます。

送迎バスのご案内

橋本駅南口を出た相原高校前より、送迎バスを  
運行いたします。

発車時刻 午前 9 時20分発、9 時40分発